# 東ドイツ家族法史をめぐる準備的考察

# 大西 楠 テア

### 1. はじめに

2013年4月に筆者が着任した当時の駒澤大学法学部は、学部長の大山 礼子先生をはじめとして、法学部としては女性比率の高い構成であったこ とを今でも印象深く思い出す。特に法律学科で北野かほる先生と親しく交 流する機会を得たことにとても感謝している。着任前より法制史の諸先輩 方から「駒澤大学には北野かほる先生という大変な女傑がいる」と聞いて おり、学問的に厳しいと評判の、また、学界で信頼の厚い北野先生にはく れぐれも失礼のないように気を付けなければ、と気を引き締めていた。し かしながら、実際に面会した北野先生は想像とは違って柔和な印象で、誤 解を恐れずにいえば、「女性らしい」心遣いに溢れる人物だった。このと きの柔和な印象は会議や研究会の場ですぐに覆ることになるものの、北野 先生の心遣いや立ち振る舞いの美しさはいまでも私を虜にしている。アク セサリーは全般に大ぶりのものをお好みだったが、特に真珠のセットアッ プがよくお似合いだったこと、ご尊父から受け継いだ男物の時計を大事に されていたこと、量はさほど召し上がらないものの、食いしん坊で、グル メ情報に精通していらしたこと、編みものがお上手で、暑気払いで身につ けていらっしゃったサマーニットのドレスがご自身の手編みであることに 驚いたことなど、今でも昨日のことのように心に残っている。

北野先生は、史料音痴の筆者が少しでも一人前に近づけるよう、ラテン 語で書かれた文献を読み解く勉強の機会も提供してくださった。連邦国家 論を専門の一つにする筆者のために、連邦国家・主権論を検討する機会を作るということで、プーフェンドルフの『ドイツ帝国国制論』を読み進める2人だけの研究会を開き、不出来な生徒に辛抱強く付き合ってくださった。そのような経緯があるので、退職記念号に寄稿する論文は連邦国家論をと考えていたが、予定を変更してドイツ民主共和国(以下、東ドイツ)の家族法をテーマに選んだ。とはいえ、退職記念号の締め切りまでに研究をまとめるには至らず、先行研究の整理とアニタ・グランケ(Anita Granke, 1932-)の『東ドイツ家族法の展開』から読み取れる東ドイツ法史研究の意義について若干の検討を加えるのみで精いっぱいであった。

東ドイツの家族法を研究対象とすることにはどのような意味があるだろうか。第一に、いまとなっては歴史となった東ドイツの社会主義が女性をどのように位置付けていたのかを知るのは、現在を相対化する視座を得るという歴史学の中心的な営みそのものであり、法制史家である北野先生の退職記念号で取り扱うにふさわしいと考えた。第二に、現代ドイツの家族法を考察する上でも、旧東ドイツ地域の法文化や法実践を理解する必要があるため、ドイツ法学を専門とする筆者にとっても重要なテーマであると考えた。女性も勤労市民として就労するのが当然であった東ドイツでは、主婦婚が主流であった西ドイツとは家族をめぐる社会的現実が大きく異なり、家族政策・家族法制も対照的であった。そのため、東西ドイツの統一にあたっては家族法制をいかに統一してゆくべきかが重要な論点となった。統一後は、西ドイツの法制度が東ドイツ地域でも妥当することになり、東ドイツ地域は東西の統一による社会変動を経験することになった。他方で、特に家族政策や女性をめぐるその後の法発展においては、東ドイツが西ドイツ地域に与えた影響も過小評価することはできない。

本稿で参照するグランケはドイツ統一による変化をベルリン・フンボルト大学の教授として同時代的に体験し、東西ドイツの家族法制の統一過程にも専門家として関与した。なお、グランケは東ドイツの家族法学者として 60 年代に教授資格を得た第一世代の女性研究者でもあるため、東北大

学法学研究科で西洋法制史を専攻した初めての女性である北野先生とも共 通する点がある。なお、同時代的に体験した出来事がいつから法制史学の 対象となるのかについては北野先生と議論をしたことがある。本稿はいま だ研究の準備的な考察にすぎないため、現状のままでは北野先生を失望さ せてしまうことを恐れつつ、今後の研究の続行を前提として本稿を北野先 生に捧げたい。

## 2. 東ドイツ家族法の研究史

東ドイツ家族法については、1965年12月20日成立の家族法典を分析 する同時代的な研究としてトーマス・ライザーによる「社会主義の家族法」 論文が存在する他 $^{1}$ 、東ドイツの家族法典は広く紹介されてきた $^{2}$ 。日本 においても、社会主義法に関心を寄せる研究者によって東ドイツの家族法 典が翻訳されるなど、同時代的な比較法研究が行われた<sup>3</sup>。1990年10月 3日をもって東西ドイツの統一が実現すると、まずは東西ドイツの法制度 の統一が実務的な問題として台頭し、東西ドイツの家族法制を分析する研 究が多く登場する<sup>4</sup>。日本においても、広渡清吾が統一ドイツのもとで家 族法制を統一するにあたっての法的・社会的問題を、比較法社会論の理論

Thomas Raiser, Sozialistisches Familienrecht. Zum neuen Familiengesetzbuch der "DDR", JZ 1966, S. 423 ff.

Inga Markovits, Marriage and the State: A Comparative Look at East and West German Family Law, Stanford Law Review, Vol. 24, No. 1 (Nov., 1971), pp. 116-199.

黒木三郎訳「ドイツ民主共和国家族法典」愛知大学法経論集 55 号 71 頁以下: 宮井忠夫「東ドイツ家族法草案について」同志社法学17巻6号(1966年)87 頁以下;清水誠「ドイツ民主共和国における法制度の生成と発展」比較法学8 巻 1 号 (1972 年) 95 頁以下:川井健「東ドイツにおける男女同権論の対立につ ○ いて(1・2) | 法学協会雑誌 73 巻 6 号・74 巻 1 号。

<sup>4</sup> たとえば、F.W Bosch, Familien- und Erbrecht als Themen der Rechtsangleichung nach dem Beitritt der DDR zur Bundesrepublik Deutschland, FamRZ 1991, S. 749 ff; Norbert F. Schneider, Familie und private Lebensführung in West- und Ostdeutschland. Eine vergleichende Analyse des Familienlebens 1970-1992, Stuttgart 1994.

枠組みで分析している5。

その後、1990 年代後半から 2000 年代にかけて、歴史研究としての東ドイツ家族法の研究書が登場するようになる。そうした業績の一つに『東ドイツ家族法の展開』がある  $^6$ 。そこに表現されるグランケの問題意識については次節に譲ることとして、ここでは特に東ドイツ地域における法の実践をめぐる研究書が多く登場していることに着目したい。すなわち、インガ・マーコヴィッツは、家族法分野を含む東ドイツ・体制転換期の司法実践をミクロのレベルで分析している  $^7$ 。また、ローター・メルテンスが、家族社会学分野の研究として、司法統計を含む多様な統計資料を利用して東ドイツの家族法の実態、離婚をめぐる訴訟行動を分析している  $^8$ 。

2018年には東西ドイツの統一後の変動を視野に入れた研究として、1980年から2000年にかけての東ドイツ地域における離婚の実務を分析したアニヤ・シュレーダーの博士論文が公刊された<sup>9</sup>。比較的容易に離婚を可能とする東ドイツの家族法制および女性の自立を促進する東ドイツの女性政策を背景として、東ドイツの離婚率は同時代的に見ても極めて高かった。こうした東ドイツ地域の社会的な現実のもと、東西ドイツ統一後に西ドイツの家族法が通用するようになっても、具体的な運用においては西ドイツ地域とは異なる実務が当事者および東西それぞれを出身とする裁判官たちによって形成されていったことを、同書は実証的に明らかにしている。

<sup>5</sup> 広渡清吾「第五章 婚姻・家族の変容と同権化」同『統一ドイツの法変動』 有信堂(1996 年) 263 頁以下。

<sup>6</sup> Anita Granke, Die Entwicklung des Familienrechts der DDR, Berlin 2010, https://edoc.hu-berlin.de/handle/18452/10164 (最終閲覧日:2022年5月20日)

<sup>7</sup> Inga Markovits, Gerechtigkeit in Lüritz. Eine ostdeutsche Rechtsgeschichte, München 2006; ders., Der Handel mit der sozialistischen Gerechtigkeit. Zum Verhältnis zwischen Bürger und Gericht in der DDR, in: Thomas Lindenberger (Hrsg), Herrschaft und Eigen-Sinn in der Diktatur. Studien zur Gesellschaftsgeschichte der DDR, Köln 1999, S. 315 ff.

<sup>8</sup> Lothar Mertens, Wider die sozialistische Familiennorm: Ehescheidungen in der DDR 1950 – 1989. Darmstadt 1998.

<sup>9</sup> Anja Schröter, Ostdeutsche Ehen vor Gericht. Scheidungspraxis im Umbruch 1980– 2000, Berlin 2018.

シュレーダーの研究は、裁判記録による文献調査だけでなく、裁判官や関 係者へのインタビューによる入念な実地調査を行うことによって、東西ド イツ後に生じた東ドイツ地域での社会変動を立体的に描き出している点で も価値が高い。

こうした東ドイツ家族法史研究の進展は、1990年10月3日の東ドイツの 消滅から30年余りが経過した現在において、政府文書を含む多様な史料へ のアクセスが可能となったこと、ドイツ現代史を評価するにあたって冷戦期 における東ドイツと西ドイツの相互的な影響関係や統一後の社会変動を適 切に評価する必要が強く意識されるようになったことを背景としている。

そもそも東ドイツ研究は冷戦期の西ドイツにおいて政治学の分野で生ま れ、主として全体主義・権威主義体制としての東ドイツという観点から進 められてきた<sup>10</sup>。東西ドイツ統一後も基本的には政治史を中心に展開した が、1990年代半ばになると政治史中心の全体主義論を相対化する社会史研 究が登場する。これらの研究は、東ドイツにおける教会や家族などの分析 を通じ、社会主義統一党 (SED) 指導部による社会全体のコントロールには 様々な限界が存在していたことを明らかにした。その後、2000年代以降は、 新たに公開された多様な史料を使って、東ドイツ史をより多面的・複層的 に考察する傾向が顕著となっている。すなわち、政治権力と社会の二分法 そのものが疑問視されて、よりミクロなレベルへの関心の移行が進むとと もに、東ドイツを完結した対象とは捉えずに、ナチ時代との連続や同時代 の東欧圏やソ連、西ドイツとの関係など、より広い枠組みの中で考察する 研究が進展している状況にある。その結果、西ドイツの歴史についても東 ドイツとの関連に置かれることで新たな知見が登場するようになった。ま た、現代ドイツとより近接する問題群を意識した形での研究の勢いが増す ようになる。すなわち、環境・都市化・ジェンダー・移民・消費社会・世人 代といった問題が研究対象となり、また、統一後に旧東ドイツ地域が経験

<sup>10</sup> 東ドイツ研究史の整理は、ウルリヒ・メーラート『東ドイツ史』白水社(2009) 年)における伊豆田俊輔の整理に従った。

した社会経済的な変動をミクロなレベルから分析する研究が登場している。こうした東ドイツ研究の進展と軌を一にして、法制史分野でも東ドイツ法の実態に斬り込んだ研究が進展している<sup>11</sup>。日本においては西川洋一が、東ドイツにおける行政の法的統制、司法の独立、法制史学をそれぞれテーマとする一連の著作を公表し、民主集中制と SED の権威主義的支配のもとでの法と法学の在り方について考察している<sup>12</sup>。

### 3. 東ドイツの家族法制

1946年の管理委員会法一六によってナチス制定の家族関連法が廃止された後、1949年のドイツ民主共和国憲法は、婚姻および家族の保護についての規定をおいた(30条)他、母親の扶助・保護請求権(32条)、非嫡出子の平等取り扱いを規定した。加えて、東ドイツは1950年に男女同権を事実のレベルでも徹底することを理念とした「母と子の保護、婦人の権利に関する法律」を制定する<sup>13</sup>。

その後、1965年には家族法典が制定される。この家族法典によって戦後、 東ドイツでも通用しつづけていた 1900年施行のドイツ民法典第4編は全 面的に置き換えられることになった。なお、ドイツ民法典に変わる市民法 典は1976年に制定される。

<sup>11</sup> Michael Stolleis, Sozialistische Gerechtigkeit. Staats- und Verawaltungsrechtswissenschaft in der DDR, München 2009; Reiner Schröder (Hrsg), Zivilrechtskultur der DDR, Bd. 1-4, Berlin 1999-2008; Gerd Bender/Ulrich Falk (Hrsg), Recht im Sozialismus, Bd. 1-3, Frankfurt 1999.

<sup>12</sup> 西川洋一「ウルブリヒト期ドイツ民主共和国における行政の裁判的統制をめぐる一議論」国家学会雑誌 131 巻 11・12 号(なお、同論文に対しては筆者の書評が法制史研究 70 号 438 頁以下にある);同「『幸せな奴隷』 — 一裁判官の生きたドイツ民主共和国司法体制」酒巻他編『井上正仁先生古稀記念祝賀論文集』有斐閣(2019年);同「初期ドイツ民主共和国における「司法の民主化』とは何だったのか(一・二)」国家学会雑誌 132 巻 11/12 号・133 巻 1/2 号。

<sup>13</sup> 東ドイツ家族法の発展について 60 年代までの状況は清水に依拠した (清水・前掲(注 2) 106 頁以下)。

1965年の家族法典は、家族に積極的な意義を与え、また、社会主義的 家族像を打ち出している点、夫婦の同権を徹底している点に特徴がある。 東ドイツにおいては、女性もまた労働者として国家に参与するという社会 主義的な人間像のもと、女性の就労が積極的に奨励された。家族法典10 条1項は、「夫婦双方は、子の養育と監護および家事の管理について、分 担してこれを行う。夫婦の関係は、妻が自己の職業的かつ社会的活動を、 その母親としての役割と調和させることができるように、これを形成しな ければならない」と規定する。西ドイツにおいては1977年まで妻の就労 には夫の許可が必要とされていたのと対照的である。ただし、東ドイツの 女性は伝統的な性別役割分担の意識が残存する中で、「職業活動、家庭責任、 母親役割」の三重の負担を負わされたとの評価もある。

なお、西ドイツにおいて家族政策は再配分政策に限定された結果として 主婦婚を主流とする家族像が維持されたのと対照的に、東ドイツでは積極 的な家族政策が行われた。すなわち再生産にかかわる部分で重要なのは、 早期に全日制の保育所が整備され、また、母親に対する様々な支援が制度 化されていったことである<sup>14</sup>。その結果、1985年に世界最低の出生率(1.54) を記録した西ドイツとは対照的に、1980年まで東ドイツの出生率は上昇 し続けた <sup>15</sup>。

## 4. 『東ドイツ家族法の展開』(2008年)の序文

グランケは2008年に『東ドイツ家族法の展開(Die Entwicklung des Familienrechts der DDR)』を上梓しているが、その序文は次のようにはじまる。

<sup>14</sup> Vgl. Anna Kamminisky. Frauen in der DDR. Berlin 2020: 本沢巳代子「ドイツの 六 家族機能と家族政策 | 季刊社会保障研究 27 巻 2 号 (1991 年) 145 頁以下。

<sup>15</sup> 魚住明代「ドイツにおける出生率と家族政策」安藤誠編『先進諸国の人口問 題』東京大学出版会 (1996 年) 224 頁;シャルロッテ・ヒョーン「ドイツにお ける出生率および家族政策――つから二つ、二つから一つのドイツの体験」『人 口問題研究』第53巻第2号(1997年)5頁以下。

「このテーマに対して読者は、何のために、と問うかもしれない。とい うのも東ドイツが消滅してから既にかなりの時間が経っている。それは 間違いないことであるし、不可逆的でもある。それに東ドイツ家族法に 関する研究書や、家族法を含めた東ドイツ法を評価する研究書も既に存 在している、それらは立法時の議論やその他の論争、特定の人物の詳細 を明らかにしたり、評価したりすることに注力している。こうした文献 に取り組んでみるのも興味深いことかもしれない。しかし、私はこれら の文献を扱うことはしない。なぜなら、そんなことをしてみてもパッチ ワーク・キルトが出来上がるのみで、本当の意味で実のある仕事にはな らないと思うからである。私は本書において何らの理論を打ち立てよう としているわけでもないし、何らの理論枠組みにそった叙述をしようと するのでもない、また、私は東ドイツというテーマと結びつけられがち な、清算や正当化、また、それらに類することを意図しているわけでも ない。私の関心は、東ドイツに存在し、適用され、そして変容してゆ き(あるいは変容しないままで)、そうすることで何十年にもわたって 家族にとっての生活条件となっていた、家族法を記述することにある。

この構想を実現するにあたって私の検討の出発点となったのは次の点 である。東ドイツ家族法は、その発展そのものが、東ドイツの法制史お よび歴史の重要な一部である。東ドイツは、特に家族に関して、真の変 化を実現させることに積極的に努力をしていた。そこで問題となった、 また、現在でもなるのは、とりわけ社会秩序(Gesellschaftsordnungen)にか かわる問題である。それに家族に関わる事柄はすべての市民の生活の基 本的な部分に触れるものである。それゆえ、現代の状況を正しく理解す るにあたっては、1945年に始まって40年以上にわたり、ドイツには二 つの家族法の発展史が存在し、婚姻および家族の在り方の二つの発展を 表現し、制御し、共に歩んできたことが重要な意味を持つ。一方の道は 終止符を打たれたものの、その存在が消去されたわけではない。この道 は一意識的にも無意識的にも一経験としての余後的な効力を持って人々

の物の見方や行動様式、そして何よりも期待として、家族にとっての生 活条件の発展に関わり続ける。そのため、この家族法は、その全体的な 連関を見通すことが可能な形で、認識可能であり続けるはずなのである。

東ドイツ家族法は、常に動いており、東ドイツの社会を反映していた ので、その最終段階や嵐のような始まりや、発展段階の一局面を切り取 ることは適切といえず、発展を描き出すことが必要である。そして、そ のことこそを本書は行おうとするのである。…(省略)

#### …(省略)…

家族法の発展史における初期の大きな動きのあった時期(戦後期と 1956年までの時期)について私自身は関心を持った同時代的証人として 執筆している。家族法典(1965年12月)が成立する直前の時期および 家族法典が妥当した時期、家族法典の改革期については、私自身も法に 関わるアクターとして叙述した。最終章で描かれるドイツ連邦共和国法 への移行により東ドイツ家族法が解体される時期を描写するにあたって も、私の立場はまた異なるものであった。私自身が法に関わるアクター であると意識している場面以外においても、客観的であろうとし、新た な視点を学ぼうとする努力によっても主観的な眼差しを消し去ることは できないことを、私はよく理解している。この主観性によって時折、個 人的あるいはインフォーマルな叙述が入り込むことがあったとしても、 それによって事実が歪むのではなく、解明されるような方向での効果を 持つことを祈るばかりである」

以上が序文の引用であるが、この記述からは、東ドイツ家族法の全体像 を示すこと、また、既に歴史となった法制度を検討するにあたっての自身 の立場について、グランケの考えを読み取ることができる。

第一に、彼女は家族法制を、市民が現実に家族関係を形成していくため の制度的な与件であるとしつつ、法的規律の外にある社会規範との相互作 用を意識している。東ドイツにおいて家族法制は家族の在り方や家族をめ

兀

ぐる人々の行動様式を間接的に制御する役割を担った。その結果として東ドイツ地域における家族の在り方は、東ドイツ家族法制による彫琢を受け、東西ドイツの統一後も「余後的な効力」を持って社会の中に存在し続けることとなった。グランケにおいては、東ドイツの家族法典および家族政策を実現する一連の立法によって、東ドイツ地域においては西側とは異なる法実践や法意識が形成されたこと、そして東西の統一によって西ドイツの法制度が新たに適用されるようになっても、東ドイツ時代の法実践が消え去ってはいないことが、既に歴史となった東ドイツ家族法の発展を示すことの意義であると考えられている。

第二に、グランケは個々の法制度や立法過程を論点ごとに深めて記述することではなく、東ドイツ家族法の全体を動態的に描き出すことを本書の目的としている。その背景には、家族法制が東ドイツにおける国家と社会の発展の一部であり、東ドイツの歴史的な展開とともに変化してきたこと、そしてその発展こそを考察の対象にすることに意味があるとのグランケの認識がある。これは第一の点と関連して、家族法制が家族をめぐる人々の行動を制御し、東ドイツ社会を形作ってきたとの家族法史理解につながる。また、こうした東ドイツの動態的な展開は統一後にも「余後的」に作用しているため、東ドイツ家族法史は統一後の現代ドイツ史の一部であり、さらには現代家族法の一側面でもあるとの評価を内包しているといってよいだろう。

第三に、グランケは時期によって異なる立場ではあるが、自身が同時代的な証人であり、特に家族法典との関係では制度形成に関与するアクターであったことを率直に認めつつ、東ドイツ家族法史の記述に主観的な視座が入り込むことについても意識している。この点に関連して興味深いエピソードは、グランケが委員として関与した1994年の第5次家族報告書において、専門家委員会の報告書が「価値衡量的な」記述を行っているとして連邦政府から批判されたことである。同報告書は「統一ドイツの家族と家族政策」をテーマとしており、東西ドイツの家族をめぐる論点について

専門家委員会報告は多方面からの分析を行ったが、特に西ドイツの制度を 批判する記述に対しては、連邦政府からの厳しいコメントが付された <sup>16</sup>。 このエピソードは、東西ドイツにおける家族の社会的実体についての理解 や、東ドイツの家族法制の評価が立場によって大きく異なりうること、そ のような立場の違いによる認識の差をグランケ自身が現実に体験してきた ことを物語っている。

以上のとおり、序文においては東ドイツ家族法の歴史的展開を2008年 時点で上梓するにあたってのグランケの問題意識、特に家族法制の持つ社 会との相互作用、余後的影響を読み取ることができる。東ドイツ家族法の 具体的な発展史とそれに対するグランケの評価については別稿で改めて検 討することにしたい。

#### 5. おわりに

本稿においては東ドイツ家族法史をめぐる先行研究の整理および『東ド イツ家族法の発展』序文にみられるグランケの問題意識の検討を行った。 東ドイツ家族法史の研究という意味では甚だ不十分ではあるが、これまで 十分に着目されてこなかった東ドイツ家族法を分析の対象とすること、ま た、法史研究の対象とすることの意義については若干の考察を行うことが できたのではないかと考えている。

かつて筆者は現代ドイツにおける「保育を受ける権利」について考察し、 近年のドイツでは家族政策のパラダイム転換ともいうべき大きな変化が生 じていること、この変化の背景として少子化高齢化社会における女性労働 力の活用が重要な政策的課題となっていることを紹介した<sup>17</sup>。東ドイツに

<sup>16</sup> Stellungnahme der Bundesregierung zum Fünften Familienbericht, BT-Drs. 12/7560,

<sup>17</sup> 大西楠テア「『保育を受ける権利』とドイツの家族政策」自治研究 96 巻 10 号69頁以下。

おいては戦後期から男女の同権化と女性労働力の活用が政策的に推し進め られた。これは労働力の不足する時代の家族政策という意味では現代ドイ ツの家族政策を先取りしていると評価できる面もある。また、東ドイツの 加入によって統一ドイツの男女同権が促進されたことも明らかである 18。 すなわち、1990年8月31日締結の「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦 共和国とドイツ民主共和国との間の条約(統一条約)」の7章31条は「家 族と女性」について定め、男女同権化のための立法をさらに進めること、 父親・母親の就業活動に関する東西の法制度の違いを考慮して家族と職業 の調和という視点で法整備を行うこと、東西で異なる妊娠中絶法制を1992 年待つまでに統一することを要請した。これを受けた1994年の基本法改 正は、男女同権を規定する第3条第2項に、第2文「国は、女性と男性の 同権が現実的に実現することを促進し、現に存する不利益の除去を目指す」 べきことを新たに追加した。東ドイツでは既に1950年に男女同権を事実 のレベルでも徹底することが目指されていたが、東西の統一を経た1994 年の基本法改正により西ドイツ地域の男女同権も「社会的事実」のレベル にまで引き上げられることになったのである。

このように現代ドイツを評価する上では、家族政策や男女同権について 東ドイツの加入が与えた影響は無視できない。また、歴史学の視点からも、 戦後ドイツの発展史を正しく評価するためには、東西ドイツのそれぞれに ついての個別研究が蓄積される必要があり、西ドイツと東ドイツの相互的 な連関や、体制間競争のもとでの影響関係が解明される必要がある。

【附記:本稿は JSPS 科研費 (課題番号 21H00657) の助成を受けた研究成果の一部である】

<sup>18</sup> 参照、泉眞樹子「ドイツ連邦共和国における男女平等立法:第2次指導的地位法に至るまで」外国の立法 290 号 (2021 年) 91 頁以下。